

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人莞爾会定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに旅費交通費に関する費用弁償の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償金の支給)

第4条 役員等が、理事会その他法人運営に必要な会議（以下、「会議」という。）に出席した場合又は職務のため旅行した場合は、費用弁償金を支給する。

(費用弁償金の額)

第5条 費用弁償金の額は、役員等の住所又は居所から用務地までの距離（以下、「距離」という。）に応じて、次のとおりとする。

- (1) 距離が、住所又は居所を中心に半径50km以内の場合
5,000円（1日当たり）
- (2) 距離が、住所又は居所を中心に半径50kmを超える場合は、旅費規程の施設長に係る規定を準用する。ただし、同規程別表第1の日当の額は次のとおりとする。
5,000円（1日当たり）

(適用除外)

第6条 施設長等施設の職員である役員等については、当規程を適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月28日から施行する。